

岡山県建築工事積算基準
【令和7年3月改定部分 対比表】

岡山県土木部都市局建築営繕課

岡山県建築工事積算基準／新旧対照表

改定	現行
<p>Ⅱ 共通費積算基準</p> <p>2 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 算定の基本 略</p> <p>(2) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の<u>率に含めて算定する。</u></p> <p>(3) 監理事務所を設けない場合の補正 略</p> <p>(4) 処分費の取り扱いについて 略</p> <p>(5) リース料の取り扱いについて 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>処分費を除く直接工事費の合計額</u>に対応する共通仮設費率により<u>直接工事費からリース料及び処分費を除いた額</u>の共通仮設費を算定する。</p> <p>(6) 直接工事費が別表－1から別表－7の(注3)で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて 略</p>	<p>Ⅱ 共通費積算基準</p> <p>2 共通仮設費の算定</p> <p>(1) 算定の基本 略</p> <p>(2) <u>鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正</u> <u>建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。</u></p> <p>(3) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の<u>率を採用する。</u></p> <p>(4) 監理事務所を設けない場合の補正 略</p> <p>(5) 処分費の取り扱いについて 略</p> <p>(6) リース料の取り扱いについて 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、<u>一般工事とリース料の直接工事費の合計額</u>に対応する共通仮設費率により<u>一般工事</u>の共通仮設費を算定する。<u>なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</u></p> <p>(7) 直接工事費が別表－1から別表－7の(注3)で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて 略</p>

(7) 設計変更の取り扱いについて

設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

(8) 共通仮設費率の留意事項

略

3 現場管理費の算定

(1) 算定の基本

略

(2) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率に含めて算定する。

(3) 処分費の取り扱いについて

略

(4) リース料の取り扱いについて

(8) 設計変更の取り扱いについて

ア 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

イ 工事一時中止があった場合、共通仮設費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

(9) 共通仮設費率の留意事項

略

3 現場管理費の算定

(1) 算定の基本

略

(2) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率に1.0を乗じる。

(3) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(4) 処分費の取り扱いについて

略

(5) リース料の取り扱いについて

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、処分費を除く純工事費の合計額に対応する現場管理費率により純工事費からリース料及び処分費を除いた額の現場管理費を算定する。

(5) 純工事費が別表－8から別表－14の(注3)で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて

略

(6) 支給材を使用する工事の取り扱いについて

略

(7) 設計変更の取り扱いについて

設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(8) 現場管理費率の留意事項

略

5 その他

(1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

略

(2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(6) 純工事費が別表－8から別表－14の(注3)で定める範囲を外れる場合の取り扱いについて

略

(7) 支給材を使用する工事の取り扱いについて

略

(8) 設計変更の取り扱いについて

ア 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

イ 工事一時中止があった場合、現場管理費率の算定に用いる工期は、その期間を除く。

(9) 現場管理費率の留意事項

略

5 その他

(1) 新営工事と改修工事を一括して発注する場合について

略

(2) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

<p>略</p> <p>(3) 同一敷地又は隣接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について 略</p> <p>(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合について ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 (イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 イ 主たる工事以外のいずれかの工事が、<u>工事内容及び工事費から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</u> ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合について 略</p> <p>(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費について 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見</p>	<p>略</p> <p>(3) 同一敷地又は隣接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について 略</p> <p>(4) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合について ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。 (イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。 (ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。 イ 主たる工事以外のいずれかの工事 <u>(昇降機設備工事を除く。)</u> が、<u>主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合で、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</u> ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(5) 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合について 略</p> <p>(6) とりこわし工事等を単独で発注する場合の共通費について 以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見</p>
---	--

積りを参考に計上する。

・とりこわし工事

- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・さく井設備工事、等

積りを参考に計上する。

- ・特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・とりこわし工事
- ・さく井設備工事、等

(7) 後工事の扱いについて

ア 本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内（隣接した敷地を含む。）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用し、同時期に発注した複数の工事を同一の者が請け負う場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の分類は別表-22のとおりとする。

イ 前工事及び後工事が改修工事で後工事を現に施工中の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等は、後工事のみを対象として算定する。ただし、後工事の工期の過半が前工事の工期と重なる場合はアにより算定する。

なお、上記については一般競争入札及び指名競争入札の場合も適用する。ただし、共同企業体とその構成員の場合は適用しない。

この扱いは、同一の工事種別の間で行い、同一の工事種別の分類は別表-22のとおりとする。

(8) 工事の一時中止に伴う増加費用について

ア 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮

小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。

イ 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。

ウ 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがあある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。

エ 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

オ 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。

なお、設計変更においても同様とする。

カ 契約保証費は補正を行わない。

キ 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

Ⅲ 単価積算基準

2 単価及び価格の算定

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

なお、材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨、木材及びスクラップの価格変動が大きい資材並びに建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-23のとおりとする。

Ⅲ 単価積算基準

2 単価及び価格の算定

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

なお、材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨、木材及びスクラップの価格変動が大きい資材及び建物毎に個別性が高い機器等の単価及び価格をいい、物価資料の掲載価格による場合、その適用については別表-23のとおりとする。

(2) ~ (4) 略

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」（「協議会歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」及び市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料」を参考とする。

(1) ~ (4) 略

4 単価及び価格の適用

略

5 物価資料の掲載価格

(1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

(2) 市場単価及び材工単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」又は「（標準）施工単価」の平均値を採用する。

6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

略

7 設計変更時の取り扱い

略

(2) ~ (4) 略

3 歩掛り

「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準第2編から第4編に定める歩掛りを標準（「標準歩掛り」という。）とし、その他に「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（「参考歩掛り」という。）による。なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) ~ (4) 略

4 単価及び価格の適用

略

5 物価資料の掲載価格

(1) 単価及び価格の算定において材料価格、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

(2) 市場単価及び材工単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

6 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

略

7 設計変更時の取り扱い

略

別表-20 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
0 から 5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

別表-26 建築工事

表 略

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処置を含むものとする。
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

別表-20 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

別表-26 建築工事

表 略

- (注) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。
2. 植栽の「その他」の率には枯補償、枯損処理を含むものとする。
3. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。